

報道関係各位

件 名 新型コロナウイルス感染症に対応した市内公立小・中学校 における教育活動の再開について

1 概要

令和2年3月26日（木）に開催した飯能市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第9回）において、市内の公立小・中学校における教育活動を令和2年4月8日から再開することを決定しました。

2 内容

この度、令和2年3月24日付で文部科学事務次官から、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」の通知が出され、学校再開に向けたガイドラインが示されました。現時点での、新型コロナウイルス感染症の日本国内の感染状況については、爆発的な感染拡大には進んでおらず、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大が続いています。また、今後各地域において、感染源が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国的に拡大すれば、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねないと分析されています。

そのような中、本市においては現在感染者が確認されてはいませんが、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要であると認識しています。しかしながら、学校生活における普段の生活を取り戻し、児童生徒の学習を保障しながら、心身の成長を指導・支援することも重要です。

本市といたしましては、春季休業期間と同様、新学期以降も引き続き十分な感染症予防と感染拡大防止策に万全を期しながら、市内公立小・中学校の教育活動を令和2年4月8日から以下を踏まえ、学校の教育活動を再開します。

なお、この決定については、今後、国や県からの通知や要請により変更する場合があります。

I 基本的な感染拡大予防策

1 3つの条件が重なる場を徹底的に回避する

- (1) 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底（密閉）
- (2) 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集）
- (3) 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える（密接）

- 2 教職員、児童生徒の健康状態の徹底的な把握に努める
 - (1) 家庭と連携した毎朝の検温と風邪症状の確認（家族も含む）
 - (2) 登校前に確認できなかった児童生徒の学校での確認

- 3 手指、施設・設備の消毒を徹底的に行う
 - (1) 手洗い、咳エチケットの徹底
 - (2) 毎日の施設・設備の消毒

II 学校での感染拡大予防策

1 環境衛生の徹底に関すること

- (1) 換気の徹底
 - ① 教室等のこまめな換気を実施(2方向の窓を同時に開けるなどの措置)
 - ② 原則、休み時間ごとに窓を開けることは基より、天候に応じて常時、窓を半開、又は全開にして換気に努める。その際、衣服等による体温調節にも配慮する。
- (2) 近距離での会話や発声等の際のマスク等の使用
 - ① 咳エチケットの要領（マスク着用、ティッシュやハンカチ・タオルで口や鼻を覆う、袖で口や鼻を覆う）により、飛沫の飛散を防ぐ。
 - ② 特に、授業中は必ずマスクを着用する。
- (3) 学校施設・設備の消毒
 - ① 消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、ドアノブ、手すり、スイッチ等を毎日定期的に消毒し、施設等の清掃を行いながら環境衛生を良好に保つ。

2 学校行事や校外学習等に関すること

- (1) 延期や自粛について
 - ① 修学旅行や宿泊学習、運動会、さらには公共交通機関や借上バス等を利用した校外学習（遠足や施設訪問）などは、2学期以降に延期する。
 - ② 授業参観やPTA行事など、学級や体育館等に大人数が密集する機会や場면을自粛する。
 - ③ 児童生徒等の定期的健康診断(学校保健安全法第13条第1項)は、毎学年6月30日までに行うこととなっているが、学校医や学校薬剤師等との協議の上、実施時期について決定する（当該年度末日までに実施対応可）。

3 給食に関すること

- (1) 調理作業や配食等について
 - ① 学校給食衛生管理基準に基づき、調理作業や配食等を行うよう徹底する。
 - ② 給食の配食を行う児童生徒や教職員の健康管理・衛生管理を徹底する。
 - ③ 会食において、机の配置や会話を控える対応に努める。

Ⅲ 家庭にお願いする感染拡大予防策

- 1 手洗いうがいの励行とマスクの準備に関すること
 - (1) 手洗いの仕方や咳エチケットについて
 - ① 正しい手の洗い方や咳エチケットの知識について、家庭でも指導していただくよう依頼する。
 - (2) マスクの準備について
 - ① 各ご家庭において、春季休業中にマスクを購入、又は手作りマスクを作成していただくなど、準備を依頼する。ただし、市販のマスクを入手することが困難な場合には、学校から配付する。
- 2 行動変容や強い行動自粛の呼びかけについて
 - (1) 不要不急の外出を控えること
 - ① 児童生徒やその家族を含め、3つの条件（密閉・密集・密接）が重なる場所や機会を避けるよう要請する。
- 3 健康観察と出席停止に関すること
 - (1) 健康状況の把握について
 - ① 毎朝の検温及び風邪症状等の確認を行う（家族を含む）。
 - (2) 出席停止の扱いについて
 - ① 本人及びご家族が発熱等の風邪の症状が見られるときや体調不良の場合は、無理をせず、自宅で休養していただくよう指導する。欠席した場合は、「出席停止・忌引き等の日数」として扱う。
 - (3) 学校への報告・連絡について
 - ① 万が一、児童生徒やその家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、直ちに学校へ連絡をする。
- 4 抵抗力を高めること
 - (1) 家庭における対応について
 - ① 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。

Ⅳ 放課後児童クラブや放課後等デイサービス*1との連携

- 1 福祉事業者との連携に関すること
 - (1) 情報共有や連絡体制について
 - ① 児童生徒の健康状況や利用する家庭との連携に向けて、学校との連絡体制を確立する。
- 2 学校施設開放に関すること
 - (1) 学校施設の利用について
 - ① 放課後児童クラブの活動において、密集性を回避し、感染を防止する観点から、学校の校庭や体育館等が利用可能である場合は、積極的に学校施設を活用させる。

※1 放課後等デイサービスとは、学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練などを行う障害福祉サービス

V 新型コロナウイルス感染者発生時の対応

- 1 感染者が発生した場合の学校の臨時休業の判断に関すること
 - (1) 発生時の対応について
 - ① 学校は、児童生徒、その家族、教職員に感染者が発生した場合は、直ちに保健所、学校医、教育委員会への一報を行う。
 - (2) 学校の臨時休業に係る対策本部会議の開催について
 - ① 直ちに本部会議を開催し、感染拡大防止策として、速やかに臨時休業の措置を行う等、今後の対応について協議する。

VI その他

- 1 児童生徒の心のケアについて
 - (1) 学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察
 - ① 的確な把握と健康相談等の実施
 - ② 家庭との連携による情報共有
- 2 偏見や差別について
 - (1) 万が一罹患した感染者、濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別の禁止
 - ① 偏見や差別は断じて許されないものであることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行う。

| |
|----------------------|
| 担当者 学校教育課長 中井 |
| 連絡先 TEL 042-973-3018 |